



発行 東京都

目次

規則

○東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則：(産業労働局雇用就業部調整課)：一

告示

○建築基準法による道路位置の指定の変更(二件)：三

：(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)：三

○建築基準法による道路位置の指定(二件)：(同)：三

○建築基準法による道路の指定の変更：(同)：三

：(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第三課)：四

○東京都環境影響評価条例による環境影響評価書案等：(環境局都市地球環境部環境都市づくり課)：四

告示(公)

○警備業法による行政処分についての公開の聴聞(二件)：八

公告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請：(生活文化局都民生活部地域活動推進課)：八

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件)：(産業労働局商工部地域産業振興課)：八

○肥料検査成績の公表：(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)：三

正誤

○平成二十六年十一月二十日付東京都告示第千五百四十四号：三

規則

東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
平成二十六年十二月八日

東京都知事 外 添 要 一

●東京都規則第六十七号

東京都立職業能力開発センター条例施行規則の一部を改正する規則

東京都立職業能力開発センター条例施行規則(昭和四十六年東京都規則第五十七号)の一部を次のように改正する。
別記第一号様式甲及び別記第一号様式乙を次のように改める。

別記第1号様式甲(第5条関係)

東京都立職業能力開発センター入校願書(普通課程)

東京都立
次のおり入校したいので申請します。

年 月 日

※番号		区分	一般向け訓練	科名		写真 縦3.0センチメートル 横2.4センチメートル 上半身無帽正面無背景 出願前3箇月以内に撮 影したもの	
ふりがな氏名 (年齢)	満 歳(年 月 日生)	性別	現住所	郵便番号	連絡先電話番号 ()	入校選考料払込証明書 貼付け欄 納付した金融機関の領収 日付印が押印された「入校 選考料払込証明書」を貼り 付けてください。 <input type="checkbox"/> 全面にのり付け してください。 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;"> 受付印 </div>	
(最終学歴から順に記入)	在学期間	校名(専攻科)		卒業 卒業見込み 中退	受付安定所		雇用保険 (失業給付) 受講職種と 前現職の関係 資格等
	年 月から 年 月まで	(専攻 科)		卒業 中退	0 受給資格なし 1 受給資格あり		
	年 月から 年 月まで	(専攻 科)		卒業 中退	0 なし 1 あり		
(最近のものから順に記入)	在職期間	事業所の業務内容		従事職務内容	募集を知ったきっかけ 1 学校 2 職業能力開発センター 3 職業安定所 4 テレビ・ラジオ 5 新聞・雑誌 6 ポスター 7 都・区・市・町・村のお知らせ 8 職業能力開発センター修了生・知人 9 ホームページ 10 その他		
	年 月から 年 月まで			1 生産・技術 2 事務 3 サービス・販売 4 その他			
	年 月から 年 月まで			1 生産・技術 2 事務 3 サービス・販売 4 その他			
※備考							

備考 ※印欄は記入不要

(日本工業規格A列4番)

別記第1号様式乙(第5条関係)

東京都立職業能力開発センター入校願書(短期課程)

東京都立
次のおり入校したいので申請します。

年 月 日

※番号		区分	1 一般向け訓練 2 高年齢者訓練	科名		写真 縦3.0センチメートル 横2.4センチメートル 上半身無帽正面無背景 出願前3箇月以内に撮 影したもの	
ふりがな氏名 (年齢)	満 歳(年 月 日生)	性別	現住所	郵便番号	連絡先電話番号 ()	入校選考料払込証明書 貼付け欄 納付した金融機関の領収 日付印が押印された「入校 選考料払込証明書」を貼り 付けてください。 <input type="checkbox"/> 全面にのり付け してください。 <div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; text-align: center; line-height: 40px;"> 受付印 </div>	
(最終学歴から順に記入)	在学期間	校名(専攻科)		卒業 卒業見込み 中退	受付安定所		雇用保険 (失業給付) 受講職種と 前現職の関係 資格等
	年 月から 年 月まで	(専攻 科)		卒業 中退	0 受給資格なし 1 受給資格あり		
	年 月から 年 月まで	(専攻 科)		卒業 中退	0 なし 1 あり		
(最近のものから順に記入)	在職期間	事業所の業務内容		従事職務内容	募集を知ったきっかけ 1 学校 2 職業能力開発センター 3 職業安定所 4 テレビ・ラジオ 5 新聞・雑誌 6 ポスター 7 都・区・市・町・村のお知らせ 8 職業能力開発センター修了生・知人 9 ホームページ 10 その他		
	年 月から 年 月まで			1 生産・技術 2 事務 3 サービス・販売 4 その他			
	年 月から 年 月まで			1 生産・技術 2 事務 3 サービス・販売 4 その他			
※備考							

備考 ※印欄は記入不要

(日本工業規格A列4番)

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都立職業能力開発センター条例施行規則別記第一号様式甲及び別記第一号様式乙による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第千六百二十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十六年十一月二十一日
 西東京市中町五丁目千九百三十九番一、同番七、千九百四十一番一、同番三、同番八、同番九、同番十一、同番十四及び千九百四十二番十八の各一部

延長
 四三・四七
 幅員
 四・〇〇

●東京都告示第千六百二十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十六年十一月二十一日
 小金井市東町一丁目九十七番二の一部

延長
一一・三七
幅員
四・〇〇

●東京都告示第千六百二十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路

指定年月日

指定に係る道路の延長及び

路の種類

路の位置

幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十六年十一月十四日
 小平市喜平町一丁目九百七十六番二の一部、同番二地先、同番八並びに九百七十七番一及び同番四の各一部、九百七十八番二並びに同番七の一部

延長
三三・一三
幅員
四・五〇

●東京都告示第千六百二十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の位置

指定に係る道路の延長及び幅員（単位メートル）

法第四十二条第一項第五号の規定による道路
 平成二十六年十一月十三日
 小平市仲町三十一番十五、同番十六及び同番三十一の各一部、同番三十四並びに三十二番三及び同番七の各

延長
三四・九九
幅員
四・〇〇

一部、同番二
十七並びに同
番二十八及び
三十三番八の
各一部

●東京都告示第千六百二十六号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十六年十二月八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第二項の規定による道路

平成二十六年十一月四日

あきる野市入野字北小倉二百五十八番五

延長 二四・一九
幅員 四・〇〇
地先

●東京都告示第千六百二十七号

東京都環境影響評価条例(昭和五十五年東京都条例第九十六号)第四十八条の規定に基づき、(仮称)竹芝地区開発計画について、環境影響評価書案(以下「評価書案」という。)及びその概要の提出があり、同条例第四十九条第一項の規定に基づき、事業段階関係地域を定めたので、同条例第五十二条の規定により、次のとおり告示する。

平成二十六年十二月八日

東京都知事 舩 添 要 一

一 事業段階関係地域の範囲

港区 海岸一丁目、海岸二丁目、浜松町一丁目、浜松町二丁目、芝大門一丁目、芝大門二丁目、芝公園一丁目、芝公園二丁目、芝一丁目、芝二丁目、芝浦一丁目、東新橋一丁目及び東新橋二丁目の区域

中央区 浜離宮庭園、豊海町及び勝どき五丁目の区域
二 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社アルベログランデ
代表取締役 星野 浩明
中央区日本橋二丁目一番十四号

三 対象事業の名称及び種類

(仮称)竹芝地区開発計画
高層建築物の新築

四 対象事業の内容の概略

対象事業は、港区海岸一丁目の区域にオフィス、展示場及び店舗を含む高層建築物の建設を行うものである。

五 環境に及ぼす影響の評価の結論の概要

事業者は、大気汚染、騒音・振動、日影、電波障害、風環境及び景観について評価を行い、その結論は別記のとおりである。

六 評価書案の縦覧

(一) 期間

平成二十六年十二月八日から平成二十七年一月十三日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定す

る休日並びに平成二十六年十二月二十九日から同月三十一日まで及び平成二十七年一月二日を除く。
なお、平成二十六年十二月二十九日から平成二十七年一月三日までの日は、縦覧期間の日数に算入しない。

(二) 時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで

(三) 場所

ア 港区環境リサイクル支援部環境課
港区芝公園一丁目五番二十五号
イ 中央区環境土木部環境政策課
中央区築地一丁目一番一号

ウ 東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎十六階

エ 東京都多摩環境事務所管理課
立川市錦町四丁目六番三号 東京都立川合同庁舎四階

七 都民の意見書の提出

(一) 提出方法

持参又は郵送

(二) 記載事項

ア 氏名及び住所(法人その他の団体にあつては、名称、代表者の氏名及び東京都の区域内に存する事務所又は事業所の所在地)
イ 対象事業の名称
ウ 環境の保全の見地からの意見

(三) 期限

平成二十七年一月二十一日

(四) 提出先

東京都環境局都市地球環境部環境都市づくり課
郵便番号一六三一八〇〇一 新宿区西新宿二丁目八
番一号

別記 (原文のまま記載)

環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況及び対象事業における行為・要因を考慮し、選定した項目について現況調査を行い、対象事業の実施が環境に及ぼす影響について予割及び評価を行った。環境に及ぼす影響の評価の結果は、表1～4に示すとおりである。

なお、計画地は東京都環境影響評価条例第40条第4項に規定する「良好な環境を確保しつつ都市機能の高度化を推進する地域」内にあり、同施行規則第52条に規定する事業(高層建築物の新築)を実施することから、同条例第9条の規定に係わらず、同施行規則第54条に定める環境影響評価の項目を選定し、東京都環境影響評価技術指針に基づき、本事業の実施が環境に及ぼす影響について調査等を行う。

表1 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
1. 大気汚染	<p>[建設機械の稼働に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>建設機械の稼働について、建設機械からの排出量が最大となる時期の二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.0643ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を上回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は34.8%である。また、浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.0574mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。建設機械の稼働に伴う寄与率は13.0%である。</p> <p>工事の実施にあたっては、二酸化窒素が評価の指標を上回っていることから、施工計画を十分に検討し、建設機械の集中を避けるとともに、最新の排出ガス対策型建設機械の使用に努め、アイドリングストップの励行等、環境保全のための措置を実施し、建設機械の稼働に伴う影響の低減に努めることとする。</p> <p>工事の施行中</p> <p>[工事用車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.046710~0.053789ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.08~0.80%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.052197~0.052476mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。工事用車両の走行による寄与率は0.00~0.04%である。</p> <p>[関連車両の走行に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.046809~0.050871ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.02~0.68%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.052189~0.052264mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。関連車両の走行による寄与率は0.00~0.01%である。</p> <p>[地下駐車場の供用に伴い発生する二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.04959ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。駐車場の供用に伴う寄与率は5.1%である。</p> <p>浮遊粒子状物質の将来濃度(年平均値)を日平均値(2%除外値)に変換した値は0.05224mg/m³であり、環境基準値(0.10mg/m³)を下回る。駐車場の供用に伴う寄与率は0.5%である。</p> <p>[熱源施設の稼働に伴い発生する二酸化窒素の大気中における濃度]</p> <p>二酸化窒素の将来濃度(年平均値)を日平均値(年間98%値)に変換した値は0.04804ppmであり、環境基準値(0.06ppm)を下回る。熱源施設の稼働に伴う寄与率は0.3%である。</p>

表2 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
2. 騒音・振動	<p>[建設機械の稼働に伴う建設作業騒音]</p> <p>敷地境界における工種別の建設機械の稼働に伴う建設作業の騒音レベル(L_d)は74~76dB、歩行者デッキ工事は77dBであり、「指定建設作業騒音の勧告基準」(80dB)を下回る。</p> <p>なお、歩行者デッキ工事は、施工場所等の制約から道路占用を行う夜間工事となることが考えられることから、使用する建設機械は可能な限り最新規格の低騒音型建設機械を採用する。さらに施工方法を詳細に検討し、より建設機械による騒音の影響が少ない工法を採用するなどの環境保全措置を実施し、より一層の騒音の影響を低減させるよう努めるものとする。</p> <p>[建設機械の稼働に伴う建設作業振動]</p> <p>敷地境界における工種別の建設機械の稼働に伴う建設作業の振動レベル(L_v)は65~70dB、歩行者デッキ工事は66dBであり、「指定建設作業振動の勧告基準」(70dB)以下である。</p> <p>なお、歩行者デッキ工事は、施工場所等の制約から道路占用を行う夜間工事となることが考えられることから、使用する建設機械は可能な限り最新規格の低振動型建設機械を採用する。さらに施工方法を詳細に検討し、より建設機械による振動の少ない工法を採用するなどの環境保全措置を実施し、より一層の振動の影響を低減させるよう努めるものとする。</p> <p>工事の施行中</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通騒音]</p> <p>工事用車両の走行に伴う道路交通騒音レベル(L_{max})は、昼間59~74dBであり、No.3、4、5、6地点において環境基準値(昼間65~70dB)を下回る。なお、工事用車両の走行に伴う騒音レベル増加分は1dB以下である。</p> <p>No.2は評価指標を上回るが、現況実測値による騒音レベルが既に評価の指標を上回っており、工事用車両の走行による騒音レベルの増加分は0.4~0.5dBであり、工事用車両による影響はわずかである。</p> <p>[工事用車両の走行に伴う道路交通振動]</p> <p>工事用車両の走行に伴う予測時間帯別の道路交通振動レベル(L_v)の最大値は、昼間40~54dB、夜間38~52dBであり、すべての地点において環境確保条例の「日常生活等に適用する振動の規制基準(昼間65、夜間60dB)を下回る。なお、工事用車両の走行による振動レベルの増加分は、昼間0.1~2.1dB、夜間0.0~2.6dBである。</p>

表3 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
3. 日影	<p>計画建築物により2.5時間以上の日影が生じると予測される範囲は、日影規制地域に該当せず、評価の指標に適合する。</p> <p>計画地北側には配慮すべき施設である芝商業高校が位置している。芝商業高校は日影規制対象外の地域であるが、参考のため周辺の日影規制状況(敷地境界線から5mを超え10m以内の範囲で4時間、10mを超える範囲で2.5時間の日影時間)と比較しても、4時間以上の日影となる部分は校庭と校舎のごく一部分に限定されることから、影響は少ないと考える。</p> <p>なお、旧芝離宮恩賜庭園と浜離宮恩賜庭園にかかる日影は1時間以内でその範囲も限られており、日影規制を満足する。芝商業高校は日影規制対象外の地域であるが、業務棟の高層部(高さ約210m)を計画地西側に配置し、住宅棟との距離を確保することで、日影時間の短縮に配慮した。</p>
4. 電波障害	<p>計画建築物により、地上デジタル放送では南西方向に約540m、衛星放送では北北東から北東方向に約280m、遮蔽障害が生じると予測する。</p> <p>しかし、計画建築物に起因する地上デジタル放送及び衛星放送の電波障害が発生した場合、調査を行った上で適切な方法を検討し、対策を講じることにより、計画建築物によるテレビ電波障害は解消されると考える。</p> <p>以上のことから、本事業に係る電波障害について、評価の指標「テレビ電波の受信障害を起こさないこと」に適合するものと考ええる。</p>
5. 風環境	<p>計画建築物建設前の計画地周辺の風環境は、概ね領域A(住宅地相当)、領域B(低中層市街地相当)であり、一部、高層建築物周辺に領域C(中高層市街地相当)が見られる環境である。計画建築物建設後は、防風植栽等、適切な対策を実施することにより、領域A、Bを維持することができ、計画建築物の建設により新たに領域Cを発生させることはない。</p> <p>以上のことから、計画建築物の存在が、計画地周辺における風環境に著しい影響を与えることはないと考ええる。</p>

表4 環境に及ぼす影響の評価の結論

項目	評価の結論
6. 景観	<p>【主要な景観の構成要素の改変の程度及びその改変による地域景観の特性の変化の程度】</p> <p>計画地とその周辺は、事務所建築物の立地割合が比較的高く、次いで倉庫・運輸関係施設、公園の割合も高くなっており、高層建築物も見られる地域である。本計画で整備される施設の用途は事務所、住宅であり、地域の土地利用に調和したものとなる。</p> <p>本計画の実施により、2棟の高層建築物が建設された新たな景観構成要素となる。これらの高層建築物に採られた部分には豊かに緑化されたスキップ・テラスが整備され、既存建物とのスケール感の調和が図られる計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む」を満足するものと考ええる。</p> <p>【代表的な眺望地点からの眺望の変化の程度】</p> <p>計画建築物は、高層建築物として認識されるが、周辺の中高層建築物と調和し、代表的な眺望地点からの眺望に著しい変化は生じないと予測する。なお、近景域では眺望の変化は大きいのが、デザインや色彩等に配慮することで、新しい魅力ある都市景観の形成に寄与するものと予測する。</p> <p>高層部は分節やコーナー部分の変化等、外装計画の配慮により、旧芝離宮恩賜庭園や周辺近傍景観への面的な圧迫感の低減を図る。</p> <p>浜離宮恩賜庭園も含めた配慮として、建物壁面はガラスを外装材の主体として用いる等により、反射率に配慮しつつ周辺の景色や空を映し込む庭園景観の背景としてふさわしい外観とすることで、壁面の存在感を和らげる。また、建物壁面の色彩については色彩基準に適合したものとし、旧芝離宮恩賜庭園等の周辺景観との調和を図る計画とする。旧芝離宮恩賜庭園は回遊式日本庭園として名勝指定されている重要な景観資源であることを踏まえ、歩行者ゾッキの庭園からの見え方については十分配慮し、できる限り目立たないように計画する。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「地域の個性を生かした魅力ある街並みを育む」を満足するものと考ええる。</p> <p>【圧迫感の変化の程度】</p> <p>計画地及びその周辺は、事務所、物流施設、集合住宅等が混在する土地利用がなされており、中高層建築物が立ち並ぶ地域である。したがって、既に建築物によって視界が遮られる地域が多く、本事業による形態率の増加は、No.1地点が18.2%、No.2地点が15.3%、No.3地点が20.6%、No.4地点が18.5%となっている。</p> <p>高層部は分節やコーナー部分の変化等、外装計画の配慮により、旧芝離宮恩賜庭園や周辺近傍景観への面的な圧迫感の低減を図るとともに、高層部と明確に分節された低層部は、旧芝離宮恩賜庭園の豊かな緑を計画地に引き込む「緑の大地」として十分な屋上緑化を計画、周辺緑地との視覚的な緑のネットワーク形成を目指す計画である。</p> <p>以上のことから、評価の指標とした「圧迫感の軽減を図ること」を満足するものと考ええる。</p>

告示(公)

●東京都公安委員会告示第387号

警備業法(昭和47年法律第117号)第49条第1項の規定による行政処分について、同法第50条第1項及び第4項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成26年12月8日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 日時

平成26年12月16日(火曜日) 午前10時開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の営業所の所在地及び名称

千代田区内神田三丁目4番14号 株式会社メッツアード システム

●東京都公安委員会告示第388号

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第5項において準用する同法第22条第7項の規定による行政処分について、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第1項及び警備業法第50条第4項の規定に基づき公開による聴聞を次により行う。

平成26年12月8日

東京都公安委員会

委員長 仁 田 陸 郎

記

1 日時

平成26年12月16日(火曜日) 午前10時30分開始

2 場所

千代田区霞が関二丁目1番1号 警視庁本部内 東京都公安委員会聴聞会場

3 被聴聞者の住所及び氏名

埼玉県川口市上青木西四丁目14番1号 板垣 淳史

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項に規定する特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同法第五項において準用する同法第十条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第八条において準用する同規則第三条の規定により、次のとおり公告する。

平成二十六年十二月八日

東京都知事 外 添 要 一

一 申請のあった年月日

平成二十六年十月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人VIVID

三 代表者の氏名

池田 敦子

四 主たる事務所の所在地

東京都新宿区歌舞伎町二丁目十九番十三号 ASKビル六〇一
五 定款に記載された目的
この法人は、広く一般の市民を対象に、突然の事故や病気により脳に障害を受け社会生活が困難となった高次脳機能障害に関する調査研究、普及啓発及びサービス事業等を行うことで当事者や家族が希望をもつてもう一度人生のスタートラインに立つことが出来るような支援をつくりだし、だれもが人生を諦めずに暮らせる安心感をもてる社会づくりに寄与することを目的とする。(以上原文のまま掲載)

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同法第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十二月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

平成二十六年十二月八日

東京都知事 外 添 要 一

一	店舗名	アルカキット錦糸町	一	店舗名	ケーズデンキ横浜町田インター店
二	店舗所在地	墨田区錦糸二丁目二番一号	二	店舗所在地	町田市鶴間三丁目十四番地一
三	設置者名	日本生命保険相互会社	三	設置者名	株式会社ケーズホールディングス
四	設置者住所	大阪府大阪市中央区今橋三丁目五番十二号	四	設置者住所	茨城県水戸市柳町一丁目十三番二 十号
五	変更前の設置者の 代表者名	岡本 冨衛	五	変更前の小売業者 の氏名又は名称	株式会社ケーズホールディングス
六	変更後の設置者の 代表者名	筒井 義信	六	変更後の小売業者 の氏名又は名称	株式会社ケーズホールディングス ほかに一名
七	変更前の小売業者 の氏名又は名称	株式会社クイーンズ伊勢丹ほか二 十八名	七	変更日	平成二十六年十一月一日
八	変更後の小売業者 の氏名又は名称	株式会社ライフコーポレーション ほか四十八名	八	届出日	平成二十六年十一月十二日
九	変更を行った小売 業者の氏名又は名 称	株式会社オンワード樫山ほか十名	九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)
十	変更前の小売業者 の住所	豊島区西池袋三丁目一番十三号 (株式会社リプロ) ほか	十	縦覧期間	平成二十六年十二月八日から平成 二十七年四月八日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例(平成 元年東京都条例第十号)に定める 休日を除く。
十一	変更後の小売業 者の住所	豊島区東池袋四丁目二十三番十五 号(株式会社リプロ) ほか	十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。
十二	変更前の小売業 者の代表者名	水野 健太郎(株式会社オンワー ド樫山) ほか	十二	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。
十三	変更後の小売業 者の代表者名	馬場 昭典(株式会社オンワー ド樫山) ほか	十三	変更日	平成二十六年七月一日ほか
十四	変更日	平成二十六年九月十九日ほか	十四	届出日	平成二十六年十一月十三日
十五	届出日	平成二十六年十月十七日	十五	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業 振興課(新宿区西新宿二丁目八番 一号)	十六	縦覧期間	平成二十六年十二月八日から平成 二十七年四月八日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例(平成 元年東京都条例第十号)に定める 休日を除く。
十七	縦覧期間	平成二十六年十二月八日から平成 二十七年四月八日まで。ただし、 東京都の休日に関する条例(平成 元年東京都条例第十号)に定める	十七	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十 分まで。ただし、正午から午後一 時までを除く。
			一	店舗名	イオンモール日の出
			二	店舗所在地	
			三	設置者名	
			四	設置者住所	西東京市田無町二丁目一番一号ほ か
			五	変更を行った設置 者名	株式会社ココカラファインヘルス ケア
			六	変更前の設置者の 代表者名	橋爪 薫
			七	変更後の設置者の 代表者名	石橋 一郎
			八	変更前の小売業者 の氏名又は名称	合同会社西友ほか五十四名
			九	変更後の小売業者 の氏名又は名称	合同会社西友ほか五十二名
			十	変更を行った小売 業者の氏名又は名 称	株式会社ココカラファインヘルス ケアほか四名
			十一	変更前の小売業 者の代表者名	橋爪 薫(株式会社ココカラファ インヘルスケア) ほか
			十二	変更後の小売業 者の代表者名	石橋 一郎(株式会社ココカラフ ァインヘルスケア) ほか

二	店舗所在地	西多摩郡日の出町大字平井字三吉野桜木二百三十七番地三	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
三	設置者名	イオンモール株式会社	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
四	設置者住所	千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五番地一	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
五	変更前の店舗所在地	西多摩郡日の出町大字平井字三吉野桜木五百五十七番地	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
六	変更後の店舗所在地	西多摩郡日の出町大字平井字三吉野桜木二百三十七番地三	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七	変更前の小売業者の氏名又は名称	イオンリテール株式会社ほか八十二名	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	イオンリテール株式会社ほか七十名	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
九	変更を行った小売業者の氏名又は名称	イオンリテール株式会社ほか三十三名	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十	変更前の小売業者の住所	大阪府大阪市平野区長吉長原西一丁目三番八号(タビオ株式会社)ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	変更後の小売業者の住所	大阪府大阪市浪速区難波中二丁目十番七十号パークスタワー(タビオ株式会社)ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十二	変更前の小売業者の代表者名	村井 正平(イオンリテール株式会社)ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十三	変更後の小売業者の代表者名	梅本 和典(イオンリテール株式会社)ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	変更日	平成二十五年六月一日ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十五	届出日	平成二十六年十一月十四日	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十七	縦覧期間	平成二十六年十二月八日から平成二十七年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成二十六年四月八日)から平成二十七年四月八日まで。ただし、	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十八	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
一	店舗名	サンシャインシティ	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二	店舗所在地	豊島区東池袋三丁目一番一号ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
三	設置者名	株式会社サンシャインシティほか一名	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
四	設置者住所	豊島区東池袋三丁目一番一号ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社サンシャインシティほか七名	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社サンシャインシティほか八名	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインほか三名	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
八	変更前の小売業者の住所	新宿区新宿三丁目十四番一號(株式会社三越伊勢丹)ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
九	変更後の小売業者の住所	新宿区新宿六丁目二十七番三十号(株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン)ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十	変更前の小売業者の代表者名	大西 洋(株式会社三越伊勢丹)ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	変更後の小売業者の代表者名	山下 隆司(株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン)ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十二	変更日	平成二十六年四月一日ほか	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十三	届出日	平成二十六年十一月二十日	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十四	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十五	縦覧期間	平成二十六年十二月八日から平成二十七年四月八日まで。ただし、	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十六	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
一	店舗名	万田ビル	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
二	店舗所在地	立川市曙町二丁目十八番十八号	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
三	設置者名	多摩中央産業株式会社	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
四	設置者住所	立川市柴崎町三丁目十一番二十一号	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
五	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社ダイエーほか一名	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
六	変更後の小売業者の氏名又は名称	未定	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
七	変更日	平成二十六年二月二十八日	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
八	届出日	平成二十六年十一月二十五日	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
九	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十	縦覧期間	平成二十六年十二月八日から平成二十七年四月八日まで。ただし、	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十一	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

<p>大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。</p> <p>なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名（団体にあつては団体名及びその代表者の氏名）(二)住所（団体にあつては所在地）(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、平成二十六年十二月八日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）に到着するよう提出してください。</p> <p>平成二十六年十二月八日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p>	<p>一 店舗名 アルカキット錦糸町</p> <p>二 店舗所在地 墨田区錦糸二丁目二番一号</p> <p>三 設置者名 日本生命保険相互会社</p> <p>四 設置者住所 大阪府大阪市中央区今橋三丁目五番十二号</p> <p>五 変更前の開店時刻 午前十時。ただし、年間百二十日に限り午前九時</p> <p>六 変更後の開店時刻 午前九時ほか</p> <p>七 変更前の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前九時三十分から午後十時三十分まで。ただし、年間百二十日に限り午前八時三十分から午後十時三十分まで</p> <p>八 変更後の来客が駐車場を利用するこ とができる時間帯 午前八時三十分から午後十時三十分まで</p> <p>九 変更前の荷さばき 午前六時から午後六時まで</p>
<p>施設において荷さばきを行うことができる時間帯</p> <p>十 変更後の荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前六時から午後七時まで</p> <p>十一 変更日 平成二十六年十一月四日</p> <p>十二 届出日 平成二十六年十月十七日</p> <p>十三 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十四 縦覧期間 平成二十六年十二月八日から平成二十七年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十五 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 島忠ホームズ町田三輪店</p> <p>二 店舗所在地 町田市三輪町字四号二百八十一番一ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社島忠</p> <p>四 設置者住所 埼玉県さいたま市西区三橋五丁目千五百五十五番地</p> <p>五 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗北側ほか 三百八十六台</p> <p>六 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗北東側ほか 二百台</p> <p>七 変更日 平成二十七年七月二十一日</p> <p>八 届出日 平成二十六年十一月二十日</p>
<p>九 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課（新宿区西新宿二丁目八番一号）</p> <p>十 縦覧期間 平成二十六年十二月八日から平成二十七年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）に定める休日を除く。</p> <p>十一 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>一 店舗名 サンシャインシティ</p> <p>二 店舗所在地 豊島区東池袋三丁目一番一号ほか</p> <p>三 設置者名 株式会社サンシャインシティほか一名</p> <p>四 設置者住所 豊島区東池袋三丁目一番一号ほか</p> <p>五 変更前の店舗面積の合計 六万七千八百七十平方メートル</p> <p>六 変更後の店舗面積の合計 六万九千七百七十二平方メートル</p> <p>七 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 千六百八十六台</p> <p>八 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 千六百九十九台</p> <p>九 変更前の駐輪場の位置及び収容台数 店舗北東側ほか 百九十八台</p> <p>十 変更後の駐輪場の位置及び収容台数 店舗北東側ほか 二百八十六台</p> <p>十一 変更前の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか</p> <p>十二 変更後の開店時刻及び閉店時刻 二十四時間営業ほか</p>

十三	変更日	平成二十六年十一月二十一日ほか
十四	届出日	平成二十六年十一月二十日
十五	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
十六	縦覧期間	平成二十六年十二月八日から平成二十七年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
十七	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
一	店舗名	万田ビル
二	店舗所在地	立川市曙町二丁目十八番十八号
三	設置者名	多摩中央産業株式会社
四	設置者住所	立川市柴崎町三丁目十一番二十一号
五	変更前の駐車場の位置及び収容台数	隔地 二十五台
六	変更後の駐車場の位置及び収容台数	隔地 二十五台
七	変更前の駐車場の数及び位置	一か所 隔地
八	変更後の駐車場の数及び位置	一か所 隔地
九	変更日	平成二十七年七月二十六日
十	届出日	平成二十六年十一月二十五日
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番

十二 縦覧期間 一号) 平成二十六年十二月八日から平成二十七年四月八日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

肥料検査成績の公表について
肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成二十六年十二月八日
東京都知事 外 添 要 一

平成26年11月分

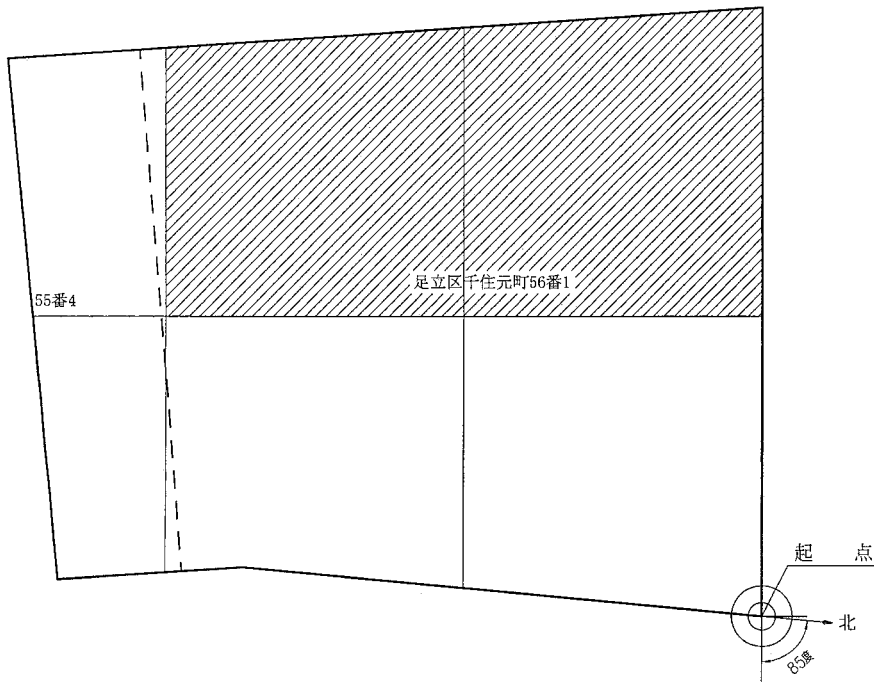
特殊肥料の指定名	生産(輸入又は販売)届出業者	届出名(商品名)	検査の結果								備考
			TN %	TP %	TK %	TCu mg/kg	TZn mg/kg	TCa %	C/N	水分 %	
堆肥	三鷹市役所	みたかエコ堆肥	0.9	0.5	0.4	46	58	0.7	18	54.1	
堆肥	株式会社そごう・西武	西武コンポスト1号	2.4	0.6	0.6	11	19	1.0	16	5.6	
堆肥	株式会社富士通	のびのびグリーン・かまた	2.3	0.4	0.4	11	19	0.2	18	12.7	

(注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。
TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、TCu-銅全量、TZn-亜鉛全量、TCa-石灰全量
C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量
2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

正 誤

○平成二十六年十一月二十日付東京都告示第千五百四十四号
四ページ上段の別図を次のように訂正する。

別 図



【起 点】
起点は、足立区千住元町56番1の最北端とする。

【格子の回転角度】 85度
格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により形成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

- 【凡 例】
- 調査対象地
 - - - 筆境界
 - 単位区画
 - ▨ 指定を解除する区域

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価

本号
 一箇月 五〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
 112-0002